

(別紙2)

審査の結果の要旨

論文題目 『中世和歌表現史論 藤原定家を中心に』

氏名 五月女肇志

本論文は、中世和歌成立期の古典撰取の展開を、藤原定家を中心に考察したものである。まず「はじめに」において全体の構造と執筆意図を説明したあと、本論は三つの編と一つの附編から成る。

第一編「中世和歌の物語撰取」は、藤原俊成・定家および新古今歌人の、伊勢物語・大和物語・源氏物語などの王朝物語を撰取した和歌の表現性とその意義を分析する。第一章は、俊成の書写した古今集の本文に着目することで、伊勢物語を踏まえる俊成自讃歌に新解釈を施す。第二章は、書きさしの形で終る大和物語一六九段の撰取に注目し、和歌の読みに新説を提示するとともに、新たに物語を展開させるがごとき俊成・定家の物語取りの独自性を説く。第三章は、仮託説を含め成立に諸説ある定家の藤川百首を取り上げ、物語撰取の位相など本作品を肌理細かく読み込みながら、この百首が段階的に成立したとの仮説を提示する。第四章は、新古今時代の定数歌の物に寄せた恋題の歌の物語撰取を分析し、前章までで見た俊成・定家の方法が、後続の新古今歌人たちによって、動的な表現として生かされている様を析出する。

第二編「万葉訓読史と中世和歌」は、中世の代表歌人源俊頼と藤原定家について、その万葉和歌撰取の方法を、それぞれの時代の万葉集訓読の位相を明らかにしつつ論じる。著者の研究方法の有効性をもっとも発揮された論考群である。源俊頼のいわゆる述懐百首の万葉撰取は、万葉集の厳密な本文批判よりも創作性が重視されていると結論付け(第一章)、俊頼髓脳所収の万葉歌の定家本の本文を緻密に分析して、万葉集本来の本文に拠ってこれを校訂してしまう定家の書写の姿勢を指摘し(第二章)、定家の自讃歌というべき百人一首定家歌について、その本歌である万葉集笠金村の長歌を次点本によって見直し、定家の女性仮託歌の方法をうかがう(第三章)。いずれもこれまで蔑ろにされていた万葉歌の本文に着目し、研究史を一步進めた論である。

第三編「藤原定家関連資料の分析」は、宮川歌合の伝本を精査し(第一章)、定家の初出稿と自筆家集本文との相違から、女性仮託歌の方法に説きおよび(第二章)、内裏名所百首伝本のうち、注を付載する伝本の本文の後代的なことを論じ(第三章)、新勅撰集の和歌本文について、定家の改作の見られることを指摘し、併せて彼の詠歌の方法を析出する(第四章)。以上の三編に、定家の日記明月記の二種の伝本の調査をまとめた附編を添えている。

本論文の扱う作品は多岐に及ぶが、作者の見た原拠の本文を忠実に復元し、それを撰取した和歌本文の微細な差異にも注意を払いつつ作者の文学的方法を考察してゆく、という研究方法において一貫している。これは極めて正当かつ有効な方法であり、特に第二編において顕著なように、今後の中世和歌研究の方向性を示すものと評価できる。著者の示した新説には更に慎重な検討が必要なものもあるが、本審査委員会は上記のような研究史的意義を認め、本論文が博士(文学)に十分値するとの結論に至った。